認定と同じ工事工種で令和元年７月１日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

⑽　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着手時から専任で配置できること。なお、本工事の契約時期は令和３年７月頃、現場着手時期は令和４年10月頃を予定している。また、設計業務期間においては専任の義務はなく、基本協定に基づき工事が契約された場合において、次に掲げる工事経験を有する者を配置すること。

①　下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・一級土木施工管理技士

・技術士（建設部門）

②　平成16年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑺の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

下記に示す工事経験を有すること。

・鋼道路橋上部工の架設工事

③　監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任の監理技術者等にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　申請時において配置予定技術者が確定していない場合、工事契約時に、上記①～④の条件を満たす技術者を配置すること。また、配置予定技術者の申請に替えて別に定める誓約書を提出すること。

⑾　競争参加停止措置　申請書等の提出期限日から設計業務の契約締結までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

⑿　暴力団等排除措置規則　申請書等の提出期限日から設計業務の契約締結までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⒀　設計共同体　設計共同体を結成する場合については、説明書を参照すること。

⒁　設計業務等の受託者等との関連　本工事に係る既設計業務等の受託者等（受託者が設計共同体の場合は、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（詳細は説明書参照）

⒂　競争参加者間の資本・人的関係　本競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（詳細は説明書参照）

⒃　特定建設工事共同企業体　特定建設工事共同企業体を結成する場合については、説明書を参照すること。

３　技術提案・交渉方式に関する事項

⑴　技術提案書等　技術提案書又は最終技術提案書（以下「技術提案書等」という）について、下記⑶に示す評価項目に対する本工事における技術提案等の記載が適切であること。なお、詳細については、説明書を参照すること。

⑵　技術提案・交渉方式の仕組み　本工事の技術提案・交渉方式は、以下の方法により優先交渉権者を選定する方式とする。なお、詳細については説明書を参照すること。

①　技術評価点として、上記２⑻に関する技術提案書の評価に応じて点数を付与する。

②　技術評価点により、優先交渉権者を選定する。

⑶　評価項目及び評価点　評価項目と評価点（最大点）の内容を以下に示す。なお、詳細については、説明書を参照すること。

・技術提案（技術的所見）に関する事項（52点）

⑷　優先交渉権者選定に関する事項　技術提案書等を提出した者の中から、評価値が最上位である者を優先交渉権者として選定する。評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。優先交渉権者として選定した者には書面により通知する。また、交渉権がないと認められた者に対しては、非選定とされた旨とその理由を同じく書面により通知する。それ以外の者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨を同じく書面により通知する。

なお、次順位の交渉権者においては、非特定の通知までの期間にあっては書面により交渉権の辞退を申し出ることができる。

⑸　技術提案等の履行に関する事項　技術提案書等に記載した内容は、契約書に添付のうえ履行すること。（詳細は説明書参照）

４　手続等

⑴　担当部署　〒530―0005 大阪市北区中之島３－２－４　阪神高速道路株式会社　建設事業本部建設企画部　総務・経理課　電話06―6232―6616

⑵　交付図書及び閲覧資料　説明書等は、次のとおり交付又は閲覧する。

①　交付期間　令和２年１月30日（木）から令和２年３月２日（月）午後４時まで。

②　交付方法　下記サイトより競争参加希望者に無償で交付する。やむを得ない理由により、下記サイトから受領できない場合は、ＣＤ―Ｒ等により交付するので、事前に上記⑴の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（工事の入札公告）
https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/koji/

③　交付図書のダウンロード手順　②のサイトにて、本工事の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのＵＲＬ情報がメールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

④　交付図書等以外の閲覧資料の閲覧期間　令和２年１月30日（木）から令和２年３月２日（月）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、午前10時から午前12時まで、午後１時から午後５時まで。ただし、最終日は午後４時まで。

⑤　交付図書等以外の閲覧資料の閲覧場所　阪神高速道路株式会社　本社　閲覧コーナー

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法　本競争の参加希望者は、次に従い、申請書等を提出すること。

①　提出期間　令和２年１月30日（木）から令和２年３月２日（月）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、午前10時から午前12時まで、午後１時から午後４時まで。

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送等によって、申請書等を提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、詳細については、説明書によること。

⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和２年３月17日（火）から令和２年４月９日（木）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、午前10時から午前12時まで、午後１時から午後４時まで。

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送等によって、技術提案書を提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、詳細については、説明書によること。

５　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金

①　業務　契約保証金は免除する。

②　工事　契約保証金は納付すること。ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締